

校名等の選定・検討方法について

1 校名について

(1)校名の制定

校名は、学校の位置と並ぶ基本的な事項であり、今後の目黒区立学校設置条例の改正にあたって必要な事項である。

(2)校名の選定方法

区が設置する施設の名称については、原則として地区施設(区立中学校は地区施設に該当)の場合、所在地の地名、又はこれに準ずる名称を冠することとなっているが、校名案を募集のうえ選定することも可能である。

これまでの統合新校である目黒中央中学校、大鳥中学校の校名については、公募を行ったうえで校名を選定しており、「第八中学校と第十一中学校」の統合新校においても、多くの方から愛される学校となるよう公募により選定していくことが適当であると考える。

(3)決定までの主なスケジュール(予定)

令和5年 4月	協議会(公募の方法、対象者の範囲、選定基準など)
5月～6月	公募
7月～8月	協議会(校名選定)
9月	校名案決定
12月	目黒区立学校設置条例の改正

2 校章・校旗及び校歌について

校章・校旗及び校歌については、学校の象徴として生徒らの一体感を高める役割を持つものであり、各校で定めている。

制作にあたっては、自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成、統合新校に対する親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を令和5年度に設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考える。なお、両校の伝統を引き継ぐ観点から、地域の方々の意向に配慮していく。

校名案決定後の令和5年10月頃から検討を進めていく。

3 標準服・校則について

標準服・校則については、学校運営に係る事項であるため、両校が主体となって検討していくことが適当であると考える。その際、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を令和5年度に設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考える。

令和5年5月頃から検討を進めていく。

大鳥中学校の統合時の校名等の選定・検討方法について

1 校名

(1) 検討組織

統合新校開設準備委員会(関係小中学校長及び教育委員会事務局職員で構成)

(2) 公募対象(応募資格)

区内在住・在勤・在学者を対象

(3) 選定方法

教育委員会の会議において、応募された校名の中から統合新校の校名候補を選定。

なお、選定にあたっては、第三中学校・第四中学校生徒へのアンケート調査結果(応募された校名に対するアンケート)、統合新校推進協議会からの意見等を考慮した。

2 校章・校旗及び校歌

(1) 検討組織

校章・校旗、校歌部会 ※ 統合新校開設準備委員会の部会

(両中学校生徒、関係小中学校保護者、第三中学校長、両中学校教職員及び教育委員会事務局職員で構成)

(2) 選定方法

ア. 校章・校旗

第三中学校・第四中学校生徒から図案を募集し、候補作品を部会で3点選定。選定された3点の候補作品について、第三中学校・第四中学校全生徒、校区小学校5・6年生、児童生徒の保護者、地域に対しアンケートを実施し、決定した。

イ. 校歌

第三中学校・第四中学校全生徒から校歌に入れたいフレーズを募集。その結果から部会で選んだフレーズを基に、歌詞の素案を作成した。

なお、校歌作成補作者として、第三中学校卒業生である音楽家の方に作曲、歌詞の補作、編曲に協力いただいた。

3 標準服

(1) 検討組織

標準服部会 ※ 統合新校開設準備委員会の部会

(両中学校生徒、関係小中学校保護者、第四中学校長、両中学校教職員及び教育委員会事務局職員で構成)

(2) 選定方法

第三中学校・第四中学校生徒、校区小学校5・6年生、児童・生徒の保護者、地域に対し、標準仕様等にかかるアンケートを実施。アンケート結果を参考にデザインの募集要項を策定し、業者からのデザイン画を求め、プレゼンテーションを経て選定した。

なお、選定にあたっては、プレゼンテーション後の生徒・児童・保護者・地域へのアンケート結果等を考慮した。

※ 校則については、教育計画等部会(両中学校長・副校長・教員、教育委員会事務局)で検討